

今週のトピックス

税務・会計

福利厚生費となる社員旅行費って？

会社の役員や従業員と一緒にいる社員旅行は、一定の条件を満たせば、その旅行費用を福利厚生費として経費処理することが可能です。その条件とは、社員旅行として社会通念上認められるもの、1人当たり10万円以内、期間が4泊5日以内（海外の場合は現地滞在日数）全従業員の半数以上が参加していることです。但し、一部の役員や従業員だけ参加している場合や自己都合による不参加者に金銭を与える場合、家族分の旅費を会社が負担した場合は、全額給与扱いになります。

原稿等の通訳料も源泉徴収の対象に

通訳料は、これまで源泉徴収義務がありませんでしたが、今年度の税制改正に伴い、新たに源泉徴収の対象となりました。但し、手話の通訳料は、源泉徴収義務の対象から外れます。会社等で通訳を利用した時は、源泉税の納税義務が発生しますので、納付の際、注意して下さい。

海外での罰金納付損金算入可能？

役員や社員が、海外出張中にトラブルを起こして、罰金を海外で支払うことがあるかもしれませんが、会社で後日精算した罰金等は、経費として認められません。これは、国内で罰金を支払った時と同様の取扱いです。

経営

資金調達ナビ

これは、全国の省庁や都道府県庁、支援センター等の公的機関サイトに発表されているWEB情報を収集して紹介しています。資金制度や募集中の資金情報を、資金調達の目的や方法、都道府県別に検索可能で、実施されている事業に合わせて情報収集することができます。

<http://j-net21.smrj.go.jp/raise/index.html>

人・もの・カネ

御自宅にタンス株ありませんか？

個人株主が自宅等に保管しているタンス株が、3月末時点で上場株式の4%にあたる150億株もあります。2009年1月に予定されている上場会社の株券廃止まで残り1年半切りました。それ以降、タンス株は紙切れとなってしまいますので、早く証券会社などに預けましょう。

金利優遇の定期預金の注意点

大手銀行やインターネット銀行がボーナス時期などに合わせて、定期預金の金利を優遇するキャンペーンを展開し、途中解約すると優遇金利が受取れない定期預金があります。現在のような金利上昇中のときは、短めの定期預金で繋ぐのが有効です。また、投資信託とセットの場合、投資信託分については、その保有期間中は手数料が掛かりますので注意して下さい。

ニュースな日々

けじめの賞与返納

先日、総理や閣僚などが、年金問題の責任を明確にするため、賞与の一部を国庫に返納しました。一般社会では、貰った賞与の一部を会社に返してもその支出は何も起こりません。今回のような場合、返納先が国庫で、返納した賞与を国への寄付金として扱えば、確定申告において寄付金控除の適用を受けることができます。仮に、今回のケースで適用されれば、納める所得税が減り、賞与の返納＝節税と繋がります。今回のことは、返納後も国民にとってまだまだ注視する必要があります。

おすすめのスポーツ

世界陸上 2007 大阪

世界陸上は、2年に1度、世界のトップたちが一同に会し、「真の陸上世界一」を目指す舞台として注目されております。本大会はオリンピックより世界記録が樹立しやすく、また、参加国や地域の総数も多く、注目に値する大会です。今年の世界陸上は、1991年の東京大会以来16年ぶりに国内（大阪）で行われます。地元開催ということで、地の利を生かして多くのメダルが期待されます。競技日程は、8/25～9/2です。
<http://www.osaka2007.jp/>

蒲田行進曲

当事務所の最寄駅である蒲田駅の大規模改修工事が春頃から始まっていますが、その中にある駅ビルが、先週店舗など全て閉店しました。僕自身、よく利用することもあって残念です。その一方で、来年春の新装開店が待ち遠しいです。

三尾会計事務所
東京都大田区西蒲田6-37-11
TEL: 03-3730-7231
FAX: 03-3730-7233
Info@mionet.co.jp
<http://www.miocci.com>